

ゆたか



大分市旭橋町 心寺のホトケザクラ

No.147

2014.5.15



公益社団法人
大分法人会

CONTENTS

- 02 国税だより
- 07 県税だより
- 10 法人会の活動
- 23 新会員ご紹介





改革の趣旨 「社会保障と

今回の改革では、消費税率の引上げによる増収分を含む消費税*のすべてを社会保障の財源とします。財源が安定して確保されることで社会保障を充実・安定化させることができるようになり、また同時に将来世代への負担の先送りを減らしていくこともできるのです。

*国・地方、現行の地方消費税を除く

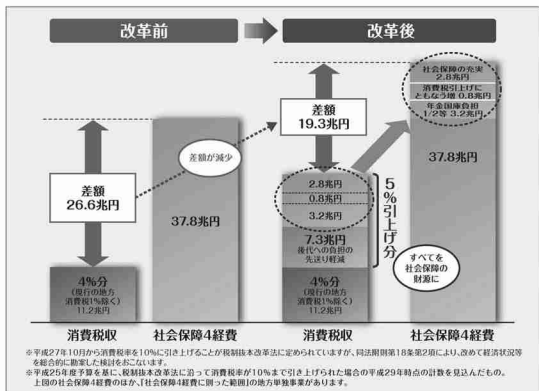
消費税率の引上げを柱に「税制抜本改革」を実施

「税制抜本改革」は、社会保障のための安定財源確保と財政健全化を同時に達成するものです。消費税率の引上げによる増収分で、社会保障の充実と安定化をすすめるとともに、国と地方自治体の借金となって蓄積されていた差額も大きく減少させます。

「税制抜本改革」で
安定財源を確保



社会保障の充実・安定化
同時に達成
財政健全化目標の達成



税の一体改革」とは

増収分は、社会保障の充実・安定化のための財源に

高齢化がすすんだ社会でも、世代を問わず一人ひとりが安心して暮らせる社会を実現するために、消費税率の引上げで得られた財源で、全世代を対象とする社会保障の充実をはかります。

消費税率の引上げにより、基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化するための財源を含めた社会保障の安定財源が確保されます。これによって将来世代への負担の先送りを減らし、ひいては社会保障制度の持続可能性を高めることにつながります。

社会保障の充実の対象分野

すべての世代が安心感と納得感を得られる、全世代型の社会保障制度へ

改革前の消費税(国分)の使途

高齢者3経費(基礎年金・老人医療・介護)



改革後の社会保障の充実

社会保障4経費(子ども・子育て、医療・介護、年金)

社会保障の充実 2.8兆円程度の内訳

子ども・子育て	→ 0.7兆円程度
医療・介護	→ 1.5兆円程度
年金	→ 0.6兆円程度



なぜ、消費税なの？

- 景気や人口構成の変化に左右されにくく、税収が安定している
- 働く世代など特定の人に負担が集中することなく、経済活動に中立的
- 高い財源調達力がある

社会保障の財源を調達する手段としてふさわしい税金です

※「政府広報オンライン」より抜粋

国税だより

□消費税及び地方消費税の納税は期限内に

消費税及び地方消費税率が、平成26年4月1日より、**8.0%**(現行5.0%)となります^(注)

(注) 8.0%の税率は、経過措置が適用されるもの(※)を除き、平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

※ 経過措置が適用されるものについては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業で課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約27,000円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率1.6%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業、金融・ 保険業など (第4種事業)		不動産業、運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)	
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%				
売上に対する 納税額の目安率	0.8%	1.6%	2.4%	3.2%	4.0%					
年間課税 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額
1,000	84	8	16	1.4	24	2.0	32	2.7	40	3.4
1,500	125	12	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0
2,000	167	16	32	2.7	48	4.0	64	5.4	80	6.7
2,500	209	20	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4
3,000	250	24	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、経過措置が適用されるものは考慮していません。

(注2) 平成26年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となる場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していたく必要が生じる場合があります。

納付方法は

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して電子納税ができます。

特に、ダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライターが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税方式となっておりますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。



更に、個人事業者の方は

個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます!

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になれます。

振替納税を利用される方は、税務署に備付けの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」^(注)に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

(注) 国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードすることもできます。

特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○ 制度の概要

その事業年度の基準期間（注）がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
---	--

②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が5億円を超えていること。
---	---

○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人について該当するものに適用されます。

任意の中間申告制度の創設

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間（注1）から、自主的に中間申告・納付（注2）することができることとされました。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

【留意事項】

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9：00～17：00

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

* 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の拡充等

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法及び租税特別措置法の一部が以下のとおり改正されました。

I 「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」の印紙税の軽減措置の拡充

○平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される契約書の税率
平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「**契約金額**」欄に掲げる金額の区分に応じ、「**軽減後の税率**」欄の金額となります。

契 約 金 額		本則税率	軽減後の税率	参考（軽減額）
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書			
1万円以上 10万円以下	1万円以上 100万円以下	200円	200円	0円 軽減措置の対象外
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円	200円 (50%軽減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1千円	500円	500円 (50%軽減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2千円	1千円	1千円 (50%軽減)
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円	5千円 (50%軽減)
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円	1万円 (50%軽減)
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円	3万円 (50%軽減)
1億円超	5億円以下	10万円	6万円	4万円 (40%軽減)
5億円超	10億円以下	20万円	16万円	4万円 (20%軽減)
10億円超	50億円以下	40万円	32万円	8万円 (20%軽減)
50億円超		60万円	48万円	12万円 (20%軽減)

不動産の譲渡契約及び建設工事の請負契約の成立を証明するために作成するものであれば、その文書の名称は問わず、また、土地・建物の売買や建設請負の当初に作成される契約書のほか、売買金額の変更や請負内容の追加等の際に作成される変更契約書や補充契約書等についても軽減措置の対象となります。

II 「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以降に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

税務職員採用試験受験者募集

人事院九州事務局と熊本国税局では、税務職員採用試験の受験者を募集します。税務職員採用試験に合格し採用されますと、全員が税務大学校に入校し、1年間、税務職員として必要な専門知識を修得するための研修を受けることになっています。その後、税務署に配属され、国税の仕事に従事することになります。なお、募集要項は、次のとおりです。

1 受験資格

高校卒業見込みの方及び高校卒業後3年を経過していない方

2 試験の程度

高校卒業程度

3 申込方法及び申込受付期間

① インターネットによる申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレス (<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>) をご利用ください。

申込受付期間は、平成26年6月23日(月)から7月2日(水)まで(受信有効)

② 郵送又は持参による申込み

申込用紙は、人事院九州事務局、熊本国税局及び最寄りの税務署に備え付けています。

申込受付期間は、平成26年6月23日(月)から6月26日(木)まで(26日(木)までの通信日付印有効。)

※ 申込方法により、受付期間が異なりますので、ご注意ください。

4 第一次試験

平成26年9月7日(日)

5 受験申込先

全国の各人事院事務局

希望する第一次試験地により申込先が異なりますので、詳しくは次のところへお問い合わせください。

① 人事院九州事務局(電話092-431-7733)

② 熊本国税局人事第二課試験研修係(電話096-354-6171)内線2072

なお、大分税務署(電話097-532-4171)へお問い合わせの際は、自動音声案内後、「2」を選択してください。

県税だより

従業員の個人住民税を
特別徴収していない事業主の皆様へ

平成26年6月から
従業員の個人住民税は
特別徴収となります。

給与からの特別徴収とは

事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に個人住民税の納税義務者である従業員等（給与所得者）に代わって、毎月支払う給与から個人住民税を徴収し納入していただく制度です。

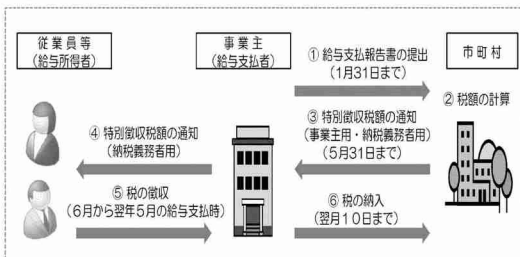
※地方税法第321条の4及び各市町村の条例により定められています。

特別徴収は従業員に以下のようなメリットがあります

- ① 従業員が自ら金融機関に出向き納税をする手間が省けます。
- ② 給与から引かれるので、納め忘れがありません。
- ③ 毎月の給与から年12回に分けて引かれるので、1回当たりの負担が少なくなります。
(特別徴収でない場合は、原則として1年分を4回で納めていただきます)

特別徴収は事業主の方に税額を計算していただく必要はありません

個人住民税は、前年中の所得に対して課税されるため、所得税のように事業主が税額を計算する必要はありません。



※既に特別徴収をしている事業主の皆様は、引き続き事務処理をお願いします。

地方税徴収強化対策連絡会議
 ■大分県内全市町村 税務担当課
 大分県 市町村振興課
 税務課

大分県からのお知らせ

6月2日(月)は自動車税の納期限です

==== 納税は期限内に！ =====

【大分県は、税の滞納の未然防止に全力で取り組んでいます】



大分県の現状

本県では、県税収入の確保に向けて、自動車税の納期内納付促進を図るため、各種広報啓発に取り組んでいるところです。

しかしながら、本県の納期内納付率は、全国と比較しても低い水準(※)にあることから、各種広報啓発活動を重点的に行うこととしています。

(※)納期内納付率全国順位…平成23、24年度全国最下位、平成25年度全国45位

「自動車税納期内納付促進キャンペーン」について

県内の各県税事務所では、平成26年4月21日(月)から6月2日(月)までの間、税の滞納の未然防止という視点から、街頭啓発活動や企業訪問などの啓発活動を行います。

職員が出向いた際には、この趣旨をご理解いただき啓発用ポスターの掲示を含めご協力いただけますようお願いいたします。

自動車税はお近くの金融機関や郵便局、県税の窓口またはコンビニエンスストアで納付できます

～口座振替も便利です～

自動車税の口座振替納税を、ゆうちょ銀行を除く県内の各金融機関において実施しています。口座振替を利用されると、窓口で納税する手間が省けるため大変便利です。

※今年度の納税は納税通知書による方法でお願いします。次年度からの自動車税が対象となります。詳しくは、最寄りの下記県税事務所までお問い合わせください。



滞納すると・・・

- 延滞金が加算されます(平成26年は、年9.2%の割合)
- 差押等の滞納処分を受けることとなります

(納期限までに税金が納付されない場合、県では督促状を発送します。その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日(11日目)までに税金が完納されない場合、県は滞納者の財産調査を行い、預金、給料、自動車等の差押を行います。)

自動車税のお問い合わせは、最寄りの県税事務所までご相談ください

別府県税事務所	TEL 0977-67-8211	豊後大野県税事務所	TEL 0974-22-7501
大分県税事務所	TEL 097-506-5771	日田県税事務所	TEL 0973-22-4175
自動車税管理室	TEL 097-552-1122	津津県税事務所	TEL 0979-22-2920
佐伯県税事務所	TEL 0972-22-3021		

この広告に関することは、大分県総務部税務課(TEL 097-506-2382)までお問い合わせください
税金に関する情報は(くらしと県税)ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/zei/>

大分県企画振興部統計調査課よりお知らせ

事業主の皆様へ

総務省、経済産業省、大分県及び市町村は、平成26年7月1日に、平成26年経済センサス-基礎調査と平成26年商業統計調査を一体的に実施します。

全国のすべての事業所及び企業が対象になります。

経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として実施します。

商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業分類別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

両調査は正確な統計を作成するため、統計法に基づく報告義務のある調査(基幹統計調査)となっています。

調査は、「調査員による調査」又は「本社等一括調査」で実施します。

「調査員による調査」は、支社等のない事業所及び新設された事業所を大分県知事が任命する調査員が訪問して調査します。調査票は平成26年6月末日までにお届けしますので、7月1日以降に提出をお願いします。

「本社等一括調査」は、原則として支社等を有する企業又は組織の本社等に調査書類を郵送させていただきます。企業又は組織全体の内容とともに、支社等ごとの従業者数や売上金額などを本社等において、回答していただきます。

また、二つの方法のいずれも、インターネットを使用したオンラインでの御回答ができます。

なお、調査票にご記入いただいた内容は、「統計法」の規定により適正に管理します。秘密の保護には万全を期しており、統計法に定められている利用目的以外(例えば徴税資料など)に使用することは絶対ありません。

皆様の調査への御理解・御回答をよろしく願います。

平成26年
経済センサス-基礎調査
商業統計調査

あなたの回答が、
日本経済の力になる!

調査日は7月1日(火)です。

詳しくはこちら

<http://e-census-syogyo.stat.go.jp/>

法人会の活動

税の啓発活動

税務研修会

2月3日 西ブロック（ブロック長 浦田廣）は、由布市扶間町「陣屋の村」で税理士赤川治之氏を講師に招き、「消費税アップ対策について」と題して研修会を実施した。

消費税転嫁対策として、転嫁の拒否行為は禁止・消費税の転嫁を阻害する表示の是正・値札の価格は原則として総額表示だが平成29年3月31日まで特例があるなどの勉強をした。

新設法人説明会

2月13日 大分税務署前田賢二上席調査官・岩本香織上席調査官を講師に招き、大分県労働福祉会館「ソレイユ」で新規に設立した法人を対象に説明会を実施した。

説明内容は、「新設法人のための会社の税金ガイドブック」を基に法人税の経理処理、消費税、源泉所得税の計算方法であった。

又福利厚生制度の受託保険会社（大同生命保険㈱）により企業を対象にした保険についても説明した。

説明会終了後昼食をしながら座談会を実施した。



▲ 説明会場

改正消費税法等研修会

2月27日 九州財務局総務部から柳原欣也財務広報相談室長を熊本国税局消費税課から菅静友総括主査を講師に招き「改正消費税法等研修会」を実施した。

社会保障と税の一体改革、消費税法の概要、消費税率の引き上げに伴う経過措置、消費税転嫁対策特別措置法について各講師から具体的内容について講演があり100名の参加者が熱心に聴講していた。



◀ 講師 柳原欣也氏



講師 菅 静友氏 ▶



◀ 参 加 者

租税教室

1月30日 青年部会（部会長 古本太）は、大分市立佐賀岡小学校6年生28名、同日大分市立小佐井小学校6年生39名、更に2月4日大分市立八幡小学校6年生24名に対し租税教室を実施した。

いずれも、当部会の永岡壯三租税教室委員長が講師となりDVD・パワーポイントを使用しながら税金の大切さ、税金の種類、使われ方について楽しく勉強した。



▲ 授業風景



▲ 講師 青年部会租税教室 永岡壯三委員長

2月7日 女性部会（部会長 柴田文子）は、女性部会員の税理士光田加壽子さんを講師として湯平小学校6年生を対象に租税教室を行った。

6年生5人というアットホームな雰囲気の中DVD等の教材を見ながら、税金の大切さ、種類、使われ方を楽しく学んだ。



▲ 講師光田加壽子さんと生徒

税に関する絵はがきコンクール

女性部会（部会長 柴田文子）は、今年度部会活動の主軸の一つである税に関する絵はがきコンクールを小学校高学年対象に開催した。前年に続き八幡小学校、明野東小学校、滝尾小学校そして今年から桃園小学校のご協力をいただき、全部で376点の応募があった。

大分県造形教育研究会の佐藤和子先生及び税務署の職員による審査を経て、各賞を決定し、今年は滝尾小学校6年宮崎嵩史君の作品が、大分県女連協、南九連女連協へと進み、コンクールの最優秀である全国法人会総連合女性部会連絡協議会会長賞を受賞した。

また、後日各学校にて表彰式を行った。



▲ 絵はがき選考会



▲ 表彰を受ける宮崎嵩史君



▲ 八幡小学校



▲ 明野東小学校



▲ 滝尾小学校



▲ 桃園小学校

税の絵はがきコンクール

(公財)全国法人会総連合
女性部会連絡協議会 会長賞



滝尾小6年 宮崎高史さん

(一社)大分県法人会連合会
女性部会連絡協議会 優秀賞



桃園小6年 安達斐美香さん

(一社)大分県法人会連合会 女性部会連絡協議会 奨励賞



明野東小6年 廣瀬璃里さん



滝尾小6年 見玉優佳さん



滝尾小6年 多賀絵里衣さん

表彰者 (平成 25 年度)



(公社)大分法人会 女性部会 部長賞



八幡小5年 渡邊紗花さん



桃園小6年 永友来幸さん



明野東小6年 野上拓朗さん



滝尾小6年 仲元寺実優さん

✿ 多数ご応募いただきありがとうございました。 ✿

南九連 第15回青年の集い（都城大会）

2月14日 都城市の都城グリーンホテルにおいて南九連青連協（会長 長峯 剛士）の「第15回青年の集い」が開催され、南九連の4県（熊本・宮崎・鹿児島・大分）より青年部会員等約200名が参加し、当部会からも古本部会長ほか4名が参加した。

第1部の式典に引き続き、第2部の記念講演会では、テレビ宮崎の柳田哲志氏が「自分を支えてくれたもの・自分を強くするもの」と題して、テレビの生放送中、田んぼでの尻相撲によって全身を麻痺する大ケガを負った大事故からの体験談等のお話があった。第3部では、4県連代表の租税教育事業発表があり、指宿法人会が最優秀会として選ばれた。

今年11月に開催される、全国法人会青年の集い秋田大会において、全11局連からの代表会が発表することとなっている。



▲ 大分からの参加者



▲ 租税教育事業発表会場

会 員 募 集 中

★青年部会★

50歳までの経営者及び
経営幹部の方で男女不問

6,000円

入会資格

年会費

活動内容

各種研修会、交流会の開催、視察、親会事業への参加。

お問合せ

事務局：川野・橋本まで（電話 532-8917）

女性部会

女性経営者及び幹部等

3,000円

南九連 第8回女性の集いin宮崎

2月20日 宮崎市の宮崎観光ホテルにおいて南九連女連協（会長 難波江 東次子）の「第8回女性の集い」が開催され、女性部会役員8名が参加した。

円卓会議では、税に関する絵はがきコンクールやいちごプロジェクトについての活動報告を行い、積極的な意見交換がなされた。

交流会の余興では、大分県下の参加者とAKB48の「恋するフォーチュンクッキー」を披露した。飛び入り参加が出るなど、大いに盛り上がった。



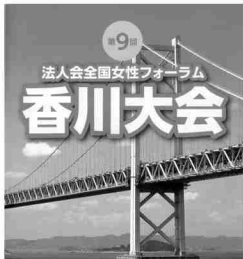
▲ 講演会



▲ 円卓会議

全法連 第9回法人会全国女性フォーラム（香川大会）

4月10日 香川県高松市のサンポートホール高松において、全法連および全法連女性部会連絡協議会主催（会長 政所正枝）による「第9回 法人会全国女性フォーラム」が開催され、女性部会役員7名が参加した。



第1部記念講演は、宋 由貴 少林寺拳法グループ総裁が「しなやかな人間力」と題して、「自分だけが強くなるのでなく相手も共に強くならなければいけない」という少林寺拳法の理念のもと、これからの高齢化社会の中で若い人が生きる自信と勇気を持ち、「生きる力」を養うことが大切であると強く訴えた。また、第2部式典では、「子供たちの未来」と「地域の発展」という「法人会女性部会」が目指す社会への貢献を宣言した。翌日は参加者が高松市及び近隣の観光を楽しんだ有意義な女性フォーラムであった。

社会貢献活動

歴史探訪研修旅行

1月22日 東ブロック（ブロック長 小野秀幸）は現在テレビで話題になっている「軍師官兵衛」ゆかりの地中津地方を、映画「永遠の0」で話題となっている「宇佐市平和資料館」等を2班に分かれて、歴史の地を探訪した。歴史の事実を再確認できた有意義な1日であった。



▲ 中津城



▲ 参加者



▲ 参加者



▲ 宇佐市平和資料館

公開講演会

3月6日 南ブロック（ブロック長 門脇勝志）は豊の国健康ランドで、竹田市出身で銀座でクラブを経営している白坂亜紀氏を講師に迎え、「銀座のママに学ぶ経営力・人間力」と題した講演会を開催した。

白坂さんは、「何事に対しても挑戦する」・「相手の気持ちを考えながら行動する」等具体的事例を踏まえながら150名の参加者に訴えた。又銀座で環境にやさしい植物を生産し、商品として販売して社会に貢献していることも講演した。



▲ 講師 白坂亜紀氏



▲ 会場風景

経営税務セミナー

3月4日、青年部会（古本 太部会長）は豊の国健康ランドにおいて、(有)クレエ 取締役 深田奈緒氏を講師に、「企業におけるソーシャルメディアの利用と活用」と題し、第3回経営税務セミナーを開催した。

近年では、個人での活用だけでなく、各国の企業や政府機関、芸能人などさまざまな分野においてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用がされている。

今回のセミナーは、FacebookやLINE、Twitterなどの仕組み、また、企業として活用するメリットや、注意する点など興味深い話であった。



▲ 講師 深田奈緒氏



▲ 研修会場

婚活イベント交流パーティー

3月8日、青年部会（部会長 古本 太）は、トキハ会館において、第9回婚活イベント交流パーティーを開催した。

今回のイベントでは、はじめに1：1のプロフィールトークを行い、続いて3：3のグループでのテーブルトークを行った。その後、立食ビュッフェ形式で食事をしながらのフリー時間を含め、約3時間のイベントでは、青年部会のメンバーが全面的に参加者のフォローを行なっている。

参加者、男女15対15の中から、カップル6組が誕生した。今後も楽しいイベントを開催する。



▲ 青年部会スタッフと泉久枝アナウンサー



▲ 婚活会場



▲ 婚活会場

次回、第9回は6月頃に予定しています。大分法人会ホームページに随時掲載し、また、案内チラシを郵送希望の方は、お名前、住所など必要事項をお知らせいただきましたら、イベント案内をお送りいたしますので、お気軽にご連絡ください。

〈問い合わせ先〉大分法人会事務局 担当 川野

ホームページ URL : <http://www.oitakenhouren.com/oita/>

TEL 097-532-8917

FAX 097-537-3476

新社会人研修会

4月11日 公益委員会（委員長 福本祐二）は、レンブラントホテル大分で、企業40社から145名が参加し、「新社会人研修会」を開催した。

新社会人となった参加者は、緊張した雰囲気であったが、講師の榎プレスタイム九州代表取締役 米澤金作さんの講話・アイスブレイキングゲームなどで緊張も和らぎ、活発な研修会が行われた。

感想文

研修会に参加した新社会人のみなさん

株式会社 ナガノ 瀬川 麻里

今日一日の研修を終えて、さっそく、明日から活かせると思った事がたくさんありました。仕事に対する心掛け、マナーや初歩的な事ですが、「あいさつ」など、一つ一つを改善していこうと思います。ゲームなどで、楽しくそれを学ぶことが出来ました。後は今日学んだことをとどんと実用していこうと思います。そして積極的に取り組んでいこうと思います。今日一日、とても貴重な時間でした。ありがとうございました。

株式会社 オーエフシー 工藤 優

今回の研修では、改めて社会人、職人としての心構え、ビジネスマナーを、ゆっくりていねいに教えていただけてとても勉強になりました。

グループワークでは、雰囲気づくり、チームワークの大切さ、ビジネスマナーのあいさつ、接客対応、電話対応は、今、会社で研修中の課題ですのでも参考になりました。さっそく実践できるように頑張りたいと思います。このような機会を与えていただきありがとうございます。

株式会社 人健メディカルライジング

山口 隆宏

今回の研修では、社会人としてのマナーや心がまえを学ぶことができてよかったです。

私が働く医療業界では、最初の挨拶や言葉遣い等で営業活動が左右されると聞いたことがあります。そのため、今回の研修で学んだことを活かし、無意識に実践できるように日頃から心掛けていきたいと思っています。

株式会社 千代田 太田 菜摘

今回、初めての研修会でとても緊張していましたが、明日から使えるようなマナーを楽しく学べました。普段気付かっていた声の出方からお辞儀の仕方、言葉遣いなど分かりやすく実践もふまえて出来たので、とても貴重な体験が出来ました。また、グループワークもして自分の考えを発言することが大事なことに気付けたので、月曜日からどんどん活かしていきたいです。

タナベ環境工学 株式会社 辛島 紗耶香

本日は「新入社員テイク、オフ（飛び立ち）研修」に参加させていただいてありがとうございます。社会人としての心がまえ（信頼される新入社員になるために）やチームワークを学ぶグループワーク、電話対応や名刺交換などのビジネスマナーを学ぶ事が出来ました。今回の研修で学んだことを実践し、マナーの出来る人になれるよう、努力していきたいと思っています。



▲ 福本祐二委員長あいさつ

大分交通 株式会社 広瀬 悠太

本日の研修は、これから社会人として歩んでいく私にとって、とても有意義なものとなりました。その理由は、私に足りない部分をしっかりと自覚することが出来たからです。

特に昼から行われたマナー講座では、私これまでで正しいと思い使ってきたマナーが、間違っているということが分かり、これからの社会人生活を迎える前に正しく直すことができることはとても大きなことだと感じました。今回の研修を学んだことをしっかりと生かして頑張りたいと感じました。

三信産業 株式会社 安部 香織

今回、米澤金作さんの「仕事を通じ、自己表現するために」という講演を聴き、失敗を恐れず何にでも積極的にチャレンジすることの大切さ、そしてこれから絶対に必要なビジネスマナーを学ぶことが出来ました。私は特に窓口業務で、お客様や来客の方々の対応をすることが多いので、今日習ったマナー等をしっかりと身に付け、実践していきたいです。

平倉建設 株式会社 田村 めぐみ

本日は新社会人研修に参加させていただき、ありがとうございました。入社してで、何もわからない状況の私でしたが、挨拶や礼儀を教えてください、本日は勉強になりました。

これからは素直に、そしてマナーを守り素敵な社会人になりたいと思います。まだまだ未熟者ですが、日々努力を重ね精進していきたいと思えます。



株式会社 エフ・ティー・シーホテル開発

帆 足 友 里

本日の研修は、これから社会に出て働く私達、新社会人にとって新たに気持ちを引き締められる、とても参考になる会でした。

基本的な社会人のマナーはもちろんの事、最も大切な、人としてのコミュニケーションの重要性を改めて認識し、実感することが出来ました。皆さん、初めてお会いする人選ばかりでしたが、やはり人と接することは本当に楽しく幸せな事であると感じました。「素敵な笑顔をもっと人生が変わる」本日は一番印象に残った言葉です。本日のような機会をいただき、ありがとうございました。

一般社団法人 大分自動車整備振興会

森 本 恵

本日は、ビジネスマナー、社会人としての心構え、職場でのチームワーク等について学びました。始めに自己紹介やちょっとしたゲームをしたことで、不安だったグループワークもコミュニケーションをとりながら楽しく真剣に取り組めました。ビジネスマナーや言葉遣いは、学びながら日頃の自分の態度を見直すいい機会となり、今後の仕事に活かしていきたいと思いました。本日は研修に参加させていただきありがとうございました。



新会員ご紹介

(順不同 敬称略)

法人名	代表者氏名	所在地	業種
(有)九州エイブイシー	岩崎 利道	大分市賀来2-16-6	小売業
(株)プラチナルーム	野瀬 めぐみ	大分市大字中戸次5810番地の1	不動産
(有)丸喜販売	渡部 喜七郎	大分市下郡北3-13-32	建具・家具金物販売
日豊パートナーズ(株)	渡辺 亀満	大分市中島西1-4-38	荷運業・不動産賃貸業
F P 保険サービス	佐藤 洋夫	由布市湯布院町川北896-55	生命保険代理店
(株)クリアテック	池邊 友起	大分市牧1-18-15	空調取付業
(有)佐田電気工事	佐藤 雄次	大分市原新町17-16	建設業(電気工事)
(有)マルタカ商事	工藤 隆徳	大分市大字畑中1153-102	卸売業
(有)サン・ハート	松尾 裕二	大分市椎迫5組の3	卸売業

ご加入ありがとうございました。また、加入のご紹介にご尽力くださった方々に厚くお礼申し上げます。(平成25年12月28日から平成26年4月15日受付まで)

～税理士はこんな仕事をしています～

- あなたの税務代理をします。
税金の申告、申請、請求、不服申立
- あなたの税務書類を作成します。
申告、申請、請求、不服申立の書類の作成
- あなたの税務相談に応じます。
申告や主張、陳情、または申告書の作成に関しての相談
- 会計業務を行います。
財務書類の作成(決算書など)
会計帳簿の記帳代行(元帳、試算表などの作成)
財務に関する事務(立案、相談、公的機関や金融機関に届ける会計書類など)
- 税務調査の立ち会いをします。(税務代理)
- その他
・経営分析、経営指導 ・財産の管理 ・議事録などの整理
・融資申告の手続 ・税理士業務に付随して行う社会労働保険の事務

納税者の信頼にこたえる
企業経営者のニーズにこたえる
社会の要請にこたえる



企業と暮らしのホームドクター
税理士 皆尾たすく

これらのご相談は、税理士事務所、または、下記の事務局へおたずね下さい。

(事務局) 南九州税理士会大分支部

大分市都町1丁目3番22号大分都町ビル7F
電話 5 3 2 - 2 9 7 4



30th  **Business Guard Anniversary**
 法人会のビジネスガードは30周年を迎えます。



私も応援します！



大分県法人会連合会会長

大分県法人会連合会は 企業防衛を応援します。



大分県法人会連合会 厚生事業等推進委員

会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
 企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

火災と地震の被害に
 備える
**法人会の
 地震保険**

取引先の上乗せ
 福利厚生
**アウトワーク
 ハイパー任意労災**

企業間の
 第三者賠償保険
**企業賠償保険
 STAR® (スターズ)**

個人情報の
 漏洩防止対策
**個人情報漏洩
 対策プラン**

自動車事故の
 賠償
**法人会の
 自動車保険**

海外に出張する
 際のサポートプラン
WorldRisk®

お問合せ：大分支店
097-532-6102

受付時間：
9:00 ~ 17:00
 (土・日・祝日を除く)



一般社団法人 大分県法人会連合会

AIU損害保険株式会社

法人会のビジネスガード

検索

法人会会員企業にお勧めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場!



がんをきむ

病気や
ケガの
備えに

— 法人会 —

**ちゃんと応える
医療保険**

EVER

契約年齢:0歳~満85歳まで

入院前後の通院も保障!

■通院ありプラン 入院給付金日額5,000円 保険期間:終身

NEW 入院	日帰り長から 入居5日未満	一律5日分	2.5万円
	入居6日目以降	1日につき	5,000円
手術	重大手術	がんに対する切除・開胸・保険手術や 心臓の搭橋術など 1回につき	20万円
	手術	入院あり 1回につき	5万円
		入院なし 1回につき	2.5万円
放射線治療	入院しなくても 1回につき		5万円
NEW 入院前後の 通院	入院前も、通院後も 1日につき		3,000円

【月払保険料】
【返金取戻】通院ありプラン 入院給付金日額5,000円
入院給付金支払限度40日型 定額タイプ 保険料払込開始時終身

契約時の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	1,436円	1,785円	2,348円	3,558円
女性	1,571円	1,851円	2,208円	3,166円

2013年8月19日現在

【特約】 ニーズに合わせて特約をプラス!

先進医療に 備えたい	総合先進医療特約	3年ごとに 3万円の お祝い金	生存給金特約
---------------	----------	-----------------------	--------

*ご案内の特約は(EVER)と同時に申し込む場合に限り付加できます。

※【医療保険】「がん保険」に付加する先進医療の特約は、被保険者お1人につき最長して1特約のみご契約いただけます。また、その他特約のご契約にも限度があります。※保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が設定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。※特約のみのご契約はできません。◎商品の詳細はパンフレット(契約概要)をご覧ください。

(引当保険会社)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)



— 法人会 —

心配な
「がん」の
備えに

**生きるための
がん保険** タイプ

契約年齢:0歳~満80歳まで

現代のがん治療に対応したあしんの保障!

■スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合
保険期間:終身《抗がん剤治療特約》は10年更新

- 初めて「がん」と診断されたら
一時金100万円、
上皮下新生物の場合10万円
- 「入院」も「通院」も日額1万円
日数無制限で保障
※三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院
- 抗がん剤治療は
通算600万円まで保障!

プレミアムサポート 訪問看護サービス 専門医紹介

※がん専門相談サービス(プレミアムサポート)は、株式会社アフラックが提供するサービスです。

【月払保険料】
【返金取戻】スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円
定額タイプ 保険料払込期間:終身(がんがん治療特約)は10年更新

契約時の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,170円	3,004円	4,444円	7,244円
女性	2,202円	3,086円	4,482円	6,046円

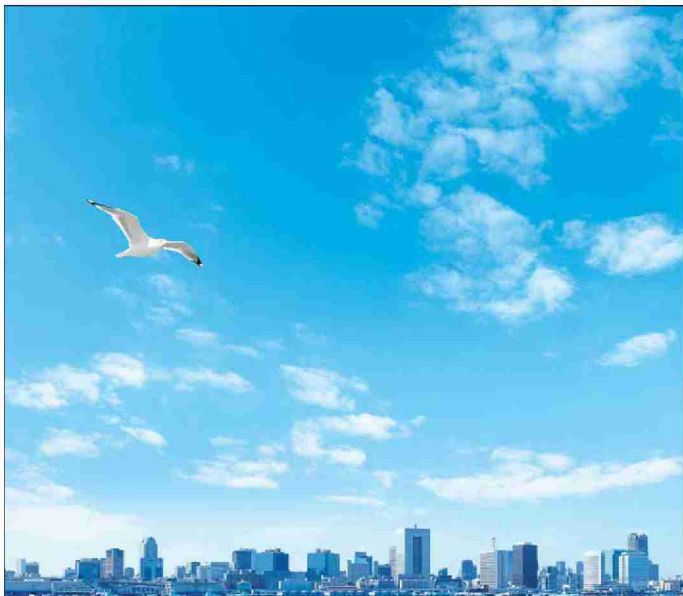
*【抗がん剤治療特約】は、所定の年齢まで10年ごとに更新があります。更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。 2013年8月19日現在

【特約】 ニーズに合わせて特約をプラス!

がんの先進医療に 備えたい	がん先進医療特約	女性特有のがんに 備えたい	女性特有のがんに 備えたい
	特約 コーリッジ		所費サボり特約

大分支社
〒870-0034 大分県大分市都町1-2-19 大分都町第一生命ビル7F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の事業代理店が行います。
AF法律-2013-0042-1404510 8/19現在



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



大分支社/大分市都町1-3-22
TEL.097-532-8278



大分支店/大分県大分市都町1-3-22 (大分都町ビル2F)
TEL.097-532-6102